浜市公民第１１号
令和７年１１月１３日

浜松市議会議員　各位

浜松市長　中野　祐介

「浜松やらまいか交流会」の開催について（ご案内）

時下、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。
日頃より、市政全般につきまして格別なご理解、ご協力を賜り、心よりお礼申し上げます。
さて、この度、首都圏で活躍されている浜松ゆかりの方々の交流と当市の魅力発信を目的に「浜松やらまいか交流会」を下記のとおり開催いたします。
ご多用の折とは存じますが、ご参加いただきますようご案内申し上げます。

記

１　日　　時　　令和８年１月２０日（火）　１８時００分～２０時１０分
※受付開始：１７時３０分～（受付①にお越しください。）

２　会　　場　　ＡＮＡインターコンチネンタルホテル東京　東下１階　プロミネンス
（東京都港区赤坂１－１２－３３）

３　内　　容　　第１部　市政報告会　　１８時３０分～１８時２５分
第２部　懇親会（立食形式）　１８時３０分～２０時１０分

４　会　　費　　５，０００円
※　第２部にご出席の方のみ

５　そ の 他　　・参加者名簿を作成し、当日配付いたします。
・交流会の取材のため報道機関が立ち入る場合がございますのでご承知おきください。

<問い合せ先>
浜松市東京事務所　担当：山本、鈴正路
〒102-0093　東京都千代田区平河町2-4-1　日本都市センター会館12階
TEL：03-3556-2691　FAX：050-3737-9456
E-mail：hama-tokyo@city.hamamatsu.shizuoka.jp

浜松やらまいか交流会

２０２６年１月２０日(火)

出欠席確認表

ラインワークスのご案内の通り、出欠回答はラインワークスの
アンケート機能にて12月17日(水)までにお願いいたします。
こちらの出欠は出張届の関係で会派で取りまとめいたしたく
よろしくお願いいたします。

氏名	第一部 市政報告会 18:00-18:25	第二部 懇親会 18:30-20:10
斉藤晴明	×	×
北野谷尚子	○	○
鈴木真人	○	○
岩田邦泰	○	○
石津陽子	○	○
花井洋介	○	○
大城七瀬	○	○

1/13 事務所 [redacted]

[redacted]

旅　費　支　払　証　明　書

出張年月日	令和8年1月20日（火）
出張先 （目的）	東京都 ANAインターコンチネンタルホテル東京 （浜松やらまいか交流会への参画）
出張者氏名	鈴木真人、花井洋介、岩田邦泰、石津陽子、大城七瀬

旅　費　額　内　訳

項　目	金額	備考
交通費	80,900 円	JR往復（浜松⇔東京）、地下鉄往復（新横⇔溜池山王）
日　当	7,500 円	※　1,500 円×　5　人×　1　日
合　計	88,400 円	

	百	拾	万	千	百	拾	円
金額		¥	8	8	4	0	0

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和8年 2月18日

会派名　浜松市議会 市民クラブ

代表者　鈴木真人 [redacted]

〈詳細〉

交通費の詳細については以下の通り。

A）	真人議員	16,180	15,820（自由席）＋180＋180＝16,180円
B）	花井議員	16,180	7,910（自由席）＋7,910（自由席）＋180＋180＝16,180円
C）	岩田議員	16,180	15,820（自由席）＋180＋180＝16,180円
D）	石津議員	16,180	7,910（自由席）＋7,910（自由席）＋180＋180＝16,180円
E）	大城議員	16,180	7,910（自由席）＋7,910（自由席）＋180＋180＝16,180円
	合計	80,900	円

往路　例）▶▶▶ ■浜松　5番線発

｜　ひかり510号（N700系）（東京行）　257.1km　中央

｜　15:17-16:42［85分］　4,510円（指定席3,730円／自由席3,400円）

◇東京　17番線着・5番線発　［乗換8分+待ち2分］

｜　山手線外回り品川方面行　1.3km　7号車

｜　16:52-16:56［4分］

◇新橋　4番線着・1番線発　［乗換4分+待ち0分］

｜　東京メトロ銀座線（渋谷行）　1.6km　1・2・6号車

｜　17:00-17:04［4分］　180円

■溜池山王　1番線着

①

(A) 栗人さん

領収書

浜松市議会
市民クラブ 様

2026-1-30
¥5,820

(10127 4枚)
東海旅客鉄道株式会社

20123-12

印紙税申告納付
対につき名古屋中
税務署承認済

住復自由席

(B) 花井さん

領収書

浜松市議会
市民クラブ 様

2026-1-28
¥7,910

(40137 1枚)
東海旅客鉄道株式会社

30136-02

印紙税申告納付
対につき名古屋中
税務署承認済

住復 自由席

領収書

浜松市議会
市民クラブ 様

2026-1-21
¥7,910

(60279 1枚)
東海旅客鉄道株式会社

30281-02

印紙税申告納付
対につき金券
税務署承認済

(C) 岩田さん

往復 自由席

領収書

浜松市議会
市民クラブ 様

2026-1-30
¥15,820

(00007 4枚)
東海旅客鉄道株式会社

10106-02

印紙税申告納付
対につき名古屋中
税務署承認済

（秘）石津さん

領収書

浜松市議会
市民クラブ 様

2026.1.20

¥7,910

（50124 1枚）

東海旅客鉄道株式会社

0025-02

印紙税申告納付につき名古屋中村税務署承認済

領収書

浜松市議会
市民クラブ 様

2026.1.20

¥7,910

（30276 1枚）

東日本旅客鉄道株式会社

0027-12

印紙税申告納付につき名古屋中村税務署承認済

（自）大橋さん
体験乗車券

領収書

浜松市議会
市民クラブ 様

2026.1.20

¥7,910

（50124 1枚）

東海旅客鉄道株式会社

0025-02

印紙税申告納付につき名古屋中村税務署承認済

領収書

浜松市議会
市民クラブ 様

2026.1.20

¥7,910

（60307 1枚）

東日本旅客鉄道株式会社

0003-02

印紙税申告納付につき名古屋中村税務署承認済

①

令和8年 2月 18日

会派名　浜松市議会　市民クラブ
代表者名　会長　鈴木真人 様

報　告　書

出張年月日	令和8年1月20日（火）
出　張　先	東京都港区 ANAインターコンチネンタルホテル東京
出張の理由	浜松やらまいか交流会への参画
出　張　者 氏　名　印	鈴木真人[redacted]　花井洋介[redacted]　岩田邦泰[redacted] 石津陽子[redacted]　大城七海[redacted]

（出張の顛末）

別紙のとおり

（備考）

（様式 10）

令和　8年　1月　29日提出

（あて先）　会派名　　市民クラブ
　　代表者　　鈴木　真人

報　告　書

出張年月日　　令和8年　1月　20日　～　令和8　年　1月　20日

出　張　先　　ANAインターコンチネンタルホテル
（東京都港区赤坂1丁目12−33）

出張の理由　　やらまいか交流会参加者との意見交換

出　張　者　　鈴木　真人 [redacted]
氏　名　印　　（署名又は記名押印をしてください。）

（出張の概要）

1月20日 午後6時から、ANAインターコンチネンタルホテル東京において開催された浜松やらまいか交流会に参加し、参加者と意見交換をした。主なやりとりは下記のとおり。

1．東京電機大学 [redacted]（浜松北高卒）

次世代の先をいくと思われるリチウム空気電池の研究を行っている、研究段階に関わる方をやらまいか大使とすると、やまらいか大使として、どういう活躍をしてほしいのかが今一歩わかりにくいとは思われる。一方で、研究段階のため将来のことはわからないものの、ブレークスルーしてリチウム電気電池の第一人者となって世の口に出ていくとなればノーベル賞も夢ではないと感じられた。浜松ゆかりの研究者として頑張っていただきたいとエールを送らせてもらいました。また、こうした研究者の知見をこどもたちに伝える場も持てると良いと感じた。

2．やらまいか大使　浜松ご当地アイドル　H&A.

HERO's Academy（校長　山本泰子さん）に所属する4人組ユニット。令和7年度の新任やらまいか大使、11月2日のみさくぼ夢街道のステージにも出演しており、今回のやらまいか交流会でも2曲を披露していただき、会場を盛り上げていただいた。浜

（様式10）

市としてさらに多くのイベントに活用するべきと思われる。

3．株式会社ハートキャッチ代表取締役　浜松市フェロー、静岡県フェロー　西村真理子さん

アメリカで行われているＣＥＳで、AI が製造現場に直接取り入れられる技術が展示・導入事例が報告されており、ものづくりのまち浜松も積極的にこの手法を取り込んで世界に浜松のものづくりを発信していくべきではないかと提言をいただいた。

4．経済産業省　イノベーション・環境局　計量行政室　室長補佐（企画・調整担当）川窪　勝也さん（元浜松市スタートアップ推進担当部長）

浜松市への出向から経済産業省に戻られて、世の中の計量に関する規制に関する行政を担当する計量行政室に勤務。ものの重さや長を測ったり、工業製品のなかでも自動車産業であれば排ガス規制の認定試験などの排ガス計測機器も計量行政が取り仕切る領域であり、例えば計測機器の公正期間を短期にするなど規制を厳しくすれば計測の信頼は高まることになるが、一方で産業に与える負担的影響が大きくなるため、所轄官庁としてのかじ取りの難しさがあることをお聞きした。信頼と産業への影響のバランスをよく考えた計量行政をお願いさせていただいた。

5．花の舞酒造株式会社 [redacted]

令和の米騒動の影響で、2026 年は酒米である山田錦から食用米の栽培に切り替える農家がいて酒の製造に影響があったとのことで、浜松の重要な地域産業の一つである酒蔵への支援も必要と強く感じた。

6．株式会社遠州ヤマハモーターズ　eモータースポーツチーム [redacted]

世界を見るとサウジアラビアでは賞金総額 7,600 万ドル（約 118 億円）の世界最大級のｅスポーツイベント「Esports World Cup 2026（EWC 2026）」の開催が予定されているくらい盛り上がりを見せており、浜松においてもｅスポーツを市の活性化や盛り上げへの活用を考えていきたいとの話をさせていただいた。

7．特定非営利活動法人（NPO 法人）日本茶インストラクター協会 [redacted]

浜松のお茶コーナーにて美味しいお茶を提供されていた。日本茶インストラクターの存在を初めて知り、様々なブランドのお茶を持つ浜松市として、多くの場面でお茶インストラクターの活用が必要と感じた。

（様式10）

8．浜松商工会議所 [redacted]

企業の人手不足の解消に向けて、昔のように男女で仕事を決めつけることなく、男女に関わらず仕事・昇給・役職などで差がないジェンダーギャップ解消の取り組みの必要性について聞いていただいた。ジェンダーギャップ解消は市役所内で率先して進めていると理解しているものの、企業に広げていくための一歩として商工会議所にも理解をしてもらう取り組みが必要と思っている。

令和　8年　2月　18日提出

（あて先）　会派名　　市民クラブ
　　代表者　　鈴木　真人

報　告　書

出張年月日	令和　8年　1月　20日
出　張　先	東京都港区
出張の理由	浜松やらまいか交流会参加者との意見交換
出　張　者 氏　名　等	在井　洋介[redacted]

（出張の顛末）

1月20日　午後6時から、虎ノ門インターコンチネンタルホテル東京において開催された、浜松やらまいか交流会において、参加者と意見交換等を行った。主なやりとりは下記のとおり

【浜松やらまいか交流会】

◆運営方法等の確認（現地確認）

・PRブースについて、多種多様なブースがあり参加者にとって楽しめる内容だったと感じる。ブースからのアプローチできる仕組みは継続した課題となっている。各ブースへのインタビューとスクリーンへの上映は良かったと思う。

◆参加者からの意見聴取等

・いきものだものイラストレーション[redacted]

万博にもイラストを提供しており、全国的にも注目が集まるイラストレーターであり、浜松出身である事を誇りに思う。市役所前交差点の地下道へのイラストも手掛けており、その際の苦労話や思いを聞けた。浜松へも何か力になりたいという気持ちが強い方で、この先も連携を強化していくべきと考える。

・ホンダFC[redacted]

本市が進めているスポーツ振興における地域活性化は、これからもまだ伸び代があり、規模も種目も拡大が期待されている。地域の社会貢献としての活動に注力しており、地域根差したスポーツチーム運営を続けている。行政としての関わりも深めて、チームと地域の活性化につなげていきたいとの力強い言葉をいただいた。

【所感】

・各ブースにおいて、浜松の魅力をPRできていた。各ブースが受け身となってしまう課題は残されており。ブース側から参加者にアプローチできる仕掛けを提案していきたい。各ブースのインタビューやスクリーンへの上映は良かったと思う。

・交流会参加者からは本市の事業等に対する要望や貴重な意見を数多く聴くことができ、交流が負豆られた非常に有意義な場であった。これからも参加していきたいと考えている。

・関東圏に住む方が気楽に参加できる場にしていく事が、持続可能な会につながると思う。PRを強化してもらい、関東圏からの参加者が増える工夫り組んでいくべきである。

〔備考〕

①

令和　8年　2月　5日提出

（あて先）　会派名　　浜松市議会　市民クラブ
　　代表者　　鈴木真人 様

報　告　書

出張年月日	令和　8年　1月20日
出　張　先	東京都港区
出張の理由	浜松やらまいか交流会参加者との意見交換
出　張　者 氏　名　印	岩田　邦[redacted]

（出張の顛末）

1月20日　午後6時30分ANAインターコンチネンタルホテル東京において開催された浜松やらまいか交流会において、参加者と意見交換等を行った。

主なやりとりは下記のとおり

【浜松やらまいか交流会】

◆参加者からの意見聴取等

・ハートキャッチ代表　浜松市フェロー　西村真里子氏

氏が直近で視察に行ったラスベガスCESでの、最新のAI事情について、伺った。氏によると、AIの新たな潮流としてコンピューターの中の世界だけでなく、AIが物理空間の制御を行う「フィジカルAI」に移ってきており、実際にものづくりの現場のある浜松はこの潮流に合致しているとの示唆を受けた。

・デジタル庁　石切山真幸企画官・鳴山企画調整官

元本市財務部長の石切山氏は現在デジタル庁にて、マイナンバー利活用推進を行っているとのことで、その取り組みの一端を伺った。

・ホリプロ　浜松市やらまいか大使　大林素子氏

氏の活動の一つ舞台俳優業やバレーボール振興について、今後の展望を伺った。

・スズキ㈱　石黒東京支店長

あいさつのみ

【所感】

・午後6時の市長市政報告会に続き、開催されたやらまいか交流会では、多くの参加者があり、終始和やかな雰囲気であった

・浜松産品の農作物や魚を使った料理はとても評判が高く、今回も遠野牛のブースには長い列ができるなど浜松ブランドは高いものがあると感じた

・石切山企画官からマイナンバー利活用への取り組みを伺ったが、課題は未だ山積といった印象を持った。

・西村氏のフィジカルＡＩについては、フェローの活用視点でも産業部にその知見を共有するべきと感じた。提案していきたい。

（備考）

2026/1/27

【出張報告書】

石津　陽子

「浜松やらまいか交流会」

【日時】令和8年1月20日（火）18：00～20：10
【場所】ANAインターコンチネンタルホテル東京

【出張理由】浜松やらまいか交流会参加者との意見交換
【出張結末】1月20日（火）18：00から、ANAインターコンチネンタルホテル東京において開催された、やらまいか交流会において、参加者と意見交換をした。主なやり取りは以下の通り。

・イラストレーター [redacted]

浜松駅市役所のから東に抜ける地下道のイラストを描いている。やらまいか大使としても活動しており、浜松に住みながら全国を股にかけ活躍。浜松のアート啓発についてを伺った。アートの視点は行政が弱いところであるので、美醜の感覚を取り入れる必要を感じ今後の活動に活かしていく。

・台北駐日経済文化代表処横浜分処 [redacted]

横浜に在住。浜松にも何度かお見えになっているそうで、浜松の印象などを伺った。人情にあふれているとの事。やらまいかの精神が市民にも浸っていることを実感した。

・(株) MEDFOOD JAPAN　代表取締役　王田憲司（まさだけんじ）氏

元本田技研工業。現在は関東でグルテンフリー食品を扱う会社を経営。
浜松を離れて思うのは、気候にも人にも恵まれている良い場所ということ。
浜松移住へのPRに使うべきポイントである。

・本田技研工業（株）浜松製作所 [redacted]

本田としてブースを出展していた。本田サッカーチームのPRを。
地元スポーツの振興、啓発として、お話しを伺った。花井議員からの紹介。

・(株) HEART CATCH　代表取締役　西村真里子　氏

静岡県フェロー&浜松市フェロー。浜松の活性の為にご尽力していただいている。ゆっくりお話しが叶わなかった。改めてのプロフィールを後日確認させて頂いた。

【所感】

今回は3回目の参加であった。前々回と前回とほぼ変わらない雰囲気であり、参加者が飽きないための工夫は必要ではないかと考える。そのためには、何か目新しいものを企画する工夫、また課題自体の大きな刷新など、例えば5年おきに志向やコンセプトを変えるなどのアイデアもと今後検討し提案したい。他都市の事例を調査し調査の余地あり。

ブース出展も毎ぶれは大体毎回同じであり、新しい企業の出店をもっと後押しすることで新たな地元企業のＰＲや浜松特産物のＰＲという効果に繋がる。ブースを出したい企業などを公募することも提案していく。

視察報告書

大城七瀬

実施日：令和８年１月 20 日

行　程：浜松駅～赤坂・ANA インターコンチネンタルホテル東京～浜松駅

内　容：以下の通り

やらまいか交流会

やらまいか交流会は、非常に内容の濃い交流の場でした。

第一部では、市長による市政報告会が行われ、市の現状や取り組み、将来に向けたビジョンについて直接話を聞くことができ、浜松がどのような方向を目指しているのかを改めて理解する貴重な機会となりました。行政と市民、事業者が同じ場で聞くことが出来るのは、この交流会ならではだったと感じます。

第二部の懇親会では雰囲気が一転し、市内の名物や名所を紹介するブースが会場いっぱいに並び、多くの企業や団体がそれぞれの魅力を発信していました。浜松ならではの名物を味わいながら、参加者同士が自然と会話を交わし、新たな出会いやつながりが生まれていく様子は、まさに「やらまいか」の精神を体現した空間でした。業種や立場を超えて人が集い、気軽に語り合える場があることの大切さを強く実感しました。

なかでも特に印象に残ったのが、いきものだものさんが描いた浜松の絵です。浜松の街や文化、空気感が一枚の絵の中に凝縮されたその作品は圧巻で、多くの人が足を止めて見入っていました。その表現力の高さから、浜松にはまだまだ大きな可能性を秘めたクリエイターが数多くいることを再認識すると同時に、こうした才能をもっと知ってもらい、伸ばしていける環境づくりが重要だと強く感じました。

やらまいか交流会は、浜松の魅力と人の力を再発見し、未来へつなげていくきっかけとなる、非常に意義深い場であったと思います。

◆参加者からの意見聴取等◆

やらまいか大使の、伊藤隆秀さんとお話をしました。浜松市歌が今年の７月でリリース２０年目を迎えるとのこと。今後、いろいろなバージョンを作って市歌で浜松を盛り上げようとお話をしました。

要請・陳情活動費

月	日	番号	摘要		支出	累計
7	4		市内近接地旅費	6月分	333	333
7	16		市内近接地旅費	6月分	925	1,258
8	14		市内近接地旅費	7月分	666	1,924
9	3		市内近接地旅費	8月分	333	2,257
						2,257

要請・陳情活動費

月	日	番号	摘要		支出	累計
1	9		市内近接地旅費	12月分	592	592
3	4		市内近接地旅費	2月分	333	925
						925

月	日	番号	摘要		支出	累計
5	1		市内近接地旅費	4月分	3,108	3,108
5	1		市内近接地旅費	4月分	5,883	8,991
5	15		市内近接地旅費	4月分	3,404	12,395
5	15		市内近接地旅費	4月分	1,036	13,431
6	4		市内近接地旅費	5月分	6,109	19,540
6	4		市内近接地旅費	5月分	1,776	21,316
6	4		市内近接地旅費	5月分	259	21,575
6	4		市内近接地旅費	5月分	2,997	24,572
6	13		市内近接地旅費	4月分	1,850	26,422
6	13		市内近接地旅費	5月分	1,850	28,272
7	1		市内近接地旅費	6月分	962	29,234
7	4		市内近接地旅費	6月分	2,442	31,676
7	4		市内近接地旅費	6月分	2,442	34,118
7	8		市内近接地旅費	6月分	555	34,673
7	29		市内近接地旅費	7月分	2,335	37,008
8	14		市内近接地旅費	7月分	4,070	41,078
8	20		市内近接地旅費	7月分	3,552	44,630
8	26		市内近接地旅費	7月分	1,850	46,480
8	28		市内近接地旅費	7月分	518	46,998
9	3		市内近接地旅費	8月分	2,183	49,181
9	3		市内近接地旅費	8月分	2,886	52,067
9	3		市内近接地旅費	8月分	2,479	54,546
						54,546

会議費

月	日	番号	摘要		支出	累計
10	2		市内近接地旅費	9月分	5,994	5,994
10	6		市内近接地旅費	9月分	1,998	7,992
10	8		市内近接地旅費	9月分	777	8,769
10	8		市内近接地旅費	10月分	22,970	31,739
10	14		市内近接地旅費	9月分	6,846	38,585
10	16		市内近接地旅費	8月分	2,775	41,360
10	16		市内近接地旅費	9月分	4,625	45,985
11	4		市内近接地旅費	10月分	11,959	57,944
11	4		市内近接地旅費	10月分	27,472	85,416
11	4		市内近接地旅費	10月分	28,730	114,146
11	11		市内近接地旅費	10月分	25,548	139,694
12	2		市内近接地旅費	11月分	2,331	142,025
12	2		市内近接地旅費	11月分	1,739	143,764
12	2		市内近接地旅費	11月分	3,286	147,050
12	16		市内近接地旅費	10月分	3,700	150,750
12	16		市内近接地旅費	11月分	925	151,675
12	19		市内近接地旅費	11月分	259	151,934
1	5		市内近接地旅費	12月分	962	152,896
1	9		市内近接地旅費	12月分	1,332	154,228
1	16		市内近接地旅費	12月分	1,850	156,078
2	2		市内近接地旅費	1月分	2,997	159,075
2	2		市内近接地旅費	1月分	4,514	163,589
2	6		市内近接地旅費	1月分	1,924	165,513
2	10		市内近接地旅費	1月分	518	166,031
3	2		市内近接地旅費	2月分	962	166,993
3	4		市内近接地旅費	1月分	1,517	168,510
3	4		市内近接地旅費	2月分	2,405	170,915
3	4		市内近接地旅費	2月分	2,331	173,246
3	13		市内近接地旅費	2月分	814	174,060
3	31		市内近接地旅費	3月分	3,848	177,908
3	31		市内近接地旅費	3月分	3,589	181,497
3	31		市内近接地旅費	3月分	1,554	183,051
3	31		市内近接地旅費	3月分	2,997	186,048
						186,048

資料購入費

月	日	番号		摘要	支出	累計
4	4	1	(株)谷島屋	書籍1冊	2,420	2,420
				書籍1冊	2,420	4,840
4	9	2	イマジン出版㈱	D-file年間購読料(2025年4月号～2026年3月号)	64,240	69,080
4	8	3	エデュカーレ	年間購読料(1年間6冊 5, 7, 9, 11, 1, 3月号)	4,000	73,080
			郵便局	振込手数料	203	73,283
4	28	4	(株)読売新聞浜松西部販売所	日経新聞、静岡新聞4月分	8,100	81,383
5	1	5	(株)時事通信社	i JAMP情報料として(5月～10月)	165,000	246,383
			浜松磐田信用金庫	振込手数料	990	247,373
5	7	6	(有)太田新聞店	中日新聞4月分	4,400	251,773
5	26	7	(株)読売新聞浜松西部販売所	日経新聞、静岡新聞5月分	8,100	259,873
6	9	8	(有)太田新聞店	中日新聞5月分	4,400	264,273
6	16	9	(株)日経BPマーケティング	日経グローカル有償購読料(R7.5月～R8.3月の11ヵ月)	84,700	348,973
			浜松磐田信用金庫	振込手数料	660	349,633
6	26	10	(株)読売新聞浜松西部販売所	日経新聞、静岡新聞6月分	8,100	357,733
6	30	11	メルカリ	書籍1冊	1,188	358,921
7	7	12	(有)太田新聞店	中日新聞6月分	4,400	363,321
7	28	13	(株)読売新聞浜松西部販売所	日経新聞、静岡新聞7月分	8,100	371,421
7	29	14	(株)日経BP	日経クロステック有料会員(R7.5月-R8.3月の11カ月分)	26,256	397,677
8	7	15	(有)太田新聞店	中日新聞7月分	4,400	402,077
8	27	16	(株)谷島屋	書籍1冊	2,420	404,497
8	26	17	(株)読売新聞浜松西部販売所	日経新聞、静岡新聞8月分	8,100	412,597
9	8	18	(有)太田新聞店	中日新聞8月分	4,400	416,997
9	18	19	(株)谷島屋	インフォーマル・パブリック・ライフ	2,970	419,967
				ビジュアルでわかる日本	1,870	421,837
				まちを変える都市型盛園コミュニティを育む空き地活用	2,640	424,477
				社会調査で描く日本の大都市	3,960	428,437
				都市デザイン101のアイデア	1,980	430,417
				実践から学ぶ地方創生と地域金融	2,640	433,057
				つくること、つくらないこと 町を面白くする11人の会話	1,980	435,037
				創造経済 資本主義社会で人生を楽しむためのコミュニティ論	3,465	438,502
				パークナイズ 公園化する都市	2,640	441,142
				ニューヨークのパブリックスペース・ムーブメント	2,970	444,112
				POP URBANISM 屋台・マーケットがつくる都市	2,970	447,082
				フィンランドを世界一に導いた100の社会改革	3,080	450,162
				Soft City 人間の街をつくる	3,960	454,122
9	18	20	(株)谷島屋	書籍1冊	1,980	456,102
9	26	21	(株)読売新聞浜松西部販売所	日経新聞、静岡新聞9月分	8,100	464,202
						464,202

資料購入費

月	日	番号	摘要		支出	累計
10	2	22	㈱谷島屋	書籍1冊	2,090	2,090
10	7	23	㈲太田新聞店	中日新聞9月分	4,400	6,490
10	27	24	㈱読売新聞浜松西部販売所	日経新聞、静岡新聞10月分	8,100	14,590
11	4	25	㈱時事通信社	iJAMP情報料として(R7.11月～R8.3月の5ヵ月分)	137,500	152,090
11	4		浜松磐田信用金庫	振込手数料	990	153,080
1	26	25'	㈱時事通信社	iJAMP情報料として(R8.2.3月の2ヵ月分)	-18,334	134,746
11	7	26	㈲太田新聞店	中日新聞10月分	4,400	139,146
11	11	27	㈱自治労サービス	自治研 年間購読料(2025.4.～2026.3.)	8,976	148,122
11	11		浜松磐田信用金庫	振込手数料	660	148,782
11	26	28	㈱読売新聞浜松西部販売所	日経新聞、静岡新聞11月分	8,100	156,882
12	8	29	㈲太田新聞店	中日新聞11月分	4,400	161,282
12	16	30	CINEMA e～ra	書籍「絵本:本当にやる！できる！必ずやる！」	2,300	163,582
12	16			書籍「女性の休日」	1,300	164,882
12	26	31	㈱読売新聞浜松西部販売所	日経新聞、静岡新聞12月分	8,780	173,662
1	7	32	㈲太田新聞店	中日新聞12月分	4,400	178,062
1	26	33	㈱読売新聞浜松西部販売所	日経新聞、静岡新聞1月分	8,780	186,842
2	9	34	㈲太田新聞店	中日新聞1月分	4,400	191,242
2	26	35	㈱読売新聞浜松西部販売所	日経新聞、静岡新聞2月分	8,780	200,022
3	9	36	㈲太田新聞店	中日新聞2月分	4,400	204,422
3	13	37	㈱ゼンリン	デジタウン(PC用DVD-R):浜松市(全域)	204,600	409,022
3	13	37	浜松磐田信用金庫	振込手数料(10万円以上、窓口、他行宛て)	990	410,012
3	24	38	㈱谷島屋	書籍「高齢・女性が活躍する社会に向けた[illegible]人が「暮らしやすさ」を実感する行政の機能改革」	2,420	412,432
3	24	39	㈱谷島屋	書籍「なぜ静岡は「政界に注目されるのか」	1,100	413,532
3	26	40	㈱読売新聞浜松西部販売所	日経新聞、静岡新聞3月分	8,780	422,312
3	31	41	㈲太田新聞店	中日新聞3月分	4,400	426,712
						426,712

こどものミカタになろう。 ①

2025年度

第1回
こどもアドボカシー
基礎講座 in 浜松



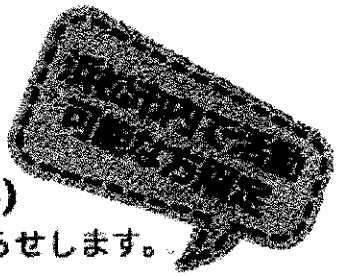
～こどもアドボカシーについて学びたい方、
子ども支援の現場でアドボケイトとして実践したい方へ～

2025年 4月 5日(土) ～5月 16日(金)

こどもアドボカシーとは、こどもが自分の意見や願いを言えるよう助けたり、こどもの依頼を受けてその意見や願いを代弁することを通じて、こどもの権利（基本的人権）を実現する活動をいいます。
そして、その活動を行う人をこどもアドボケイトといいます。

●受講対象： **浜松市に在住・在学・勤務していて以下のいずれかに当てはまる方（その他の方はメールでお問合せください）**

- 浜松市において意見表明等支援事業の活動ができる方
- 浜松市において、こどもアドボカシーを何らかの活動へ活かしていきたい方



●受講方法： **オンライン(Zoom)**

●定員： **40名程度　(先着順ではありません)**
・参加決定は3月29日(土)にメールでお知らせします。

●受講料： **基礎講座12,000円**（学会会員割引あり、30歳未満のユース半額）
受講料は減額の可能性があります。2025年4月1日(火)以降に決定され次第、メールでお知らせいたします。

●申込み： **右の二次元コードより申込みフォームへ入力してお申込みください。**

●申込み締切： **2025年3月25日(火)**

共催：子どもアドボカシー学会
主催：一般社団法人 こどもアドボカシーセンター浜松

2025年度　第1回 こどもアドボカシー基礎講座

一般社団法人こどもアドボカシーセンター浜松では、子どもアドボカシー学会との共催により、
こどもアドボカシーの理解を深め、アドボケイト(意見表明等支援員)養成のための基礎講座を開催します。

講義	時間	内容	事前視聴	講師
4月5日(土)　9:30~12:00				
0	9:30-9:50	オリエンテーション	なし	アドボカシーセンター浜松
1	9:50-10:50	子どもアドボカシーとは	○	堀 正嗣
2	11:00-12:00	子どもの権利条約とこどもの権利	○	昇 陽一
4月9日(水)　19:00~21:00				
3	19:00-21:00	当事者・経験者が求めるアドボカシー	なし	川瀬信一
4月12日(土)　13:00~16:10				
4	13:00-15:00	子どもの権利の理解(演習)	なし	原京子
5	15:10-16:10	子どもの多様性の理解とアドボカシーの必要性	○	高橋弘恵
4月19日(土)　10:00~12:10				
6	10:00-11:00	アドボカシーの理念と原則	○	堀 正嗣
7	11:10-12:10	障がい児・乳幼児のアドボカシー	○	堀 正嗣
4月26日(土)　10:00~12:10				
8	10:00-11:00	訪問アドボカシーとは	○	奥村仁美
9	11:10-12:10	個別アドボカシーとは	○	栄留里美
5月16日(金)　19:00~21:00				
10	19:00-21:00	レポート発表、振り返り、質疑応答	なし	昇 陽一

講 師
堀 正嗣　(熊本学園大学)
栄留里美　(西南学院大学)
昇 陽一　(常磐会学園大学)
川瀬信一　(子どもの声からはじめよう)
原 京子　(子どもアドボカシーセンター NAGOYA)
高橋弘恵　(チャイルドラインあいち)
奥村仁美　(子どもアドボカシーセンター OSAKA)

- 講座では、講義ごとに毎回１週間前に配信する録画を事前に視聴し、視聴レポート(200字程度)を当日までに提出します。
- 当日はグループによる意見交換等を行い、講義終了後に受講レポート(200字程度)を提出します。
- 第９回講義受講後には、講座全体を振り返って修了レポート(2000字程度)の提出が必要です。
- 修了認定には原則として全講義に出席することが必要ですが、３コマ迄の欠席であれば動画視聴と視聴レポート提出を条件に、出席したものとみなします。

●受講料は最終決定後にメールしますので、その後にお振込みください。

●テキスト：堀正嗣『子どもアドボケイト養成講座－子どもの声を聴き権利を守るために』明石書店
(各自でご購入の上、講座にご参加ください)

問い合わせ先：一般社団法人 こどもアドボカシーセンター浜松
〒432-8021 浜松市中央区佐鳴台4-2-20
E-mail：advo.hamamatsu@gmail.com

①

浜松市議会 市民クラブ

納品書

2024年4月20日

[redacted]

品名	数量	単価	金額
チラシアドポスト着衣謝金	2	2420	¥4840

[redacted]

領収証

[redacted] 様

¥4,840-

但し チラシアドポスト着衣謝金 として

上記正に領収いたしました。

[redacted]

・後援名義
・大蔵大臣賞受賞



子どもアドボケイト養成講座

子どもの声を聴き権利を守るために

堀 正嗣

明石書店

第1講 子どもアドボカシーの展開
第2講 子どもの権利条約と子どもアドボカシー
第3講 イギリスの子どもアドボカシーサービス
第4講 子どもアドボカシーの法制度
第5講 子どもアドボカシーの八原則
第6講 子どもアドボカシーの実践(1)——独立アドボカシー
第7講 子どもアドボカシーの実践(2)——権利ノート
第8講 子どもアドボカシーの実践(3)——権利擁護システム
第9講 子どもアドボケイターに向けての研修と養成
第10講 子どもアドボケイターの倫理綱領
第11講 子どもアドボカシーをめぐるコンフリクトと倫理の課題
終講 子どもの権利に関する国内人権機関の役割と子ども参加
——人権・参加・エンパワメントをめざして

978-4-7503-3620-7
C3036 ¥2000E

子どもアドボケイト養成講座

子どもの声を聴き権利を守るために

堀 正嗣

明石書店



子どもアドボケイト養成講座

子どもの声を聴き権利を守るために

堀 正嗣

第1講 子どもアドボカシーの展開
第2講 子どもの権利条約と子どもアドボカシー
第3講 イギリスの子どもアドボカシーサービス
第4講 子どもアドボカシーの法制度
第5講 子どもアドボカシーの八原則
第6講 子どもアドボカシーの実践(1)——独立アドボカシー
第7講 子どもアドボカシーの実践(2)——権利ノート
第8講 子どもアドボカシーの実践(3)——権利擁護システム
第9講 子どもアドボケイターに向けての研修と養成
第10講 子どもアドボケイターの倫理綱領
第11講 子どもアドボカシーをめぐるコンフリクトと倫理の課題
終講 子どもの権利に関する国内人権機関の役割と子ども参加
——人権・参加・エンパワメントをめざして

978-4-7503-3620-7
C3036 ¥2000E

子どもアドボケイト養成講座

子どもの声を聴き権利を守るために

堀 正嗣

明石書店

(2)

支払証明書

		百	拾	万	千	百	拾	円
金額			¥	6	4	2	4	0

但し　D-file年間購読料としてイマジン出版株式会社への支払い
(D-file2025年4月号～2026年3月号、別冊あり(夏、秋、冬、春号))

内訳　年間購読料　64,240
振込手数料(郵便振替用紙(赤)=無料)　0
64,240 円

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
07-04-09	23351	A93120002

取扱店　[redacted]
払込口座　[redacted]
払込金額　*64,240　料金　*0

振替受付票
払込みの証拠となるものですから大切に保管して下さい。
料金には、消費税等が含まれています。
(ゆうちょ銀行)

[redacted]

入金額　*64,240
おつり　*0

現金支払い(QRコード)ご利用キャンペーン実施中(6月末まで)

(写し)

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
07-04-09	23351	A93120002

取扱店　[redacted]
払込口座　[redacted]
払込金額　*64,240　料金　*0

振替受付票
払込みの証拠となるものですから大切に保管して下さい。
料金には、消費税等が含まれています。
(ゆうちょ銀行)

[redacted]

入金額　*64,240
おつり　*0

現金支払い(QRコード)ご利用キャンペーン実施中(6月末まで)

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和7年4月9日

会派名　浜松市議会 市民クラブ
代表者名　北野谷百子 [redacted]

御見積書

No. [redacted]

2025年04月07日　頁 1

浜松内護会　市民クラブ 様

15178

下記の通り御見積り申し上げます。

¥64,240

イマジン出版株式会社
[redacted] 代表取[redacted]岡幸三
〒112-0013 東京都文[redacted]月1-5-3
[redacted] 登録番号 [redacted]000769
TEL 03-3942-2023 FAX [redacted]3942-2023

行	商品名	部数	定価		合計金額
1	D-file 2025年5月発行号(4月号) 上・下	2	2,640		5,280
2	D-file 2025年6月発行号(5月号) 上・下	2	2,640		5,280
3	D-file 2025年7月発行号(6月号) 上・下	2	2,640		5,280
4	D-file 2025年8月発行号(7月号) 上・下	2	2,640		5,280
5	D-file 2025年9月発行号(8月号) 合本	1	3,300		3,300
6	D-file 2025年10月発行号(9月号) 上・下	2	2,640		5,280
7	D-file 2025年11月発行号(10月号) 上・下	2	2,640		5,280
8	D-file 2025年12月発行号(11月号) 上・下	2	2,640		5,280
9	D-file 2026年1月発行号(12月号) 上・下	2	2,640		5,280
10	D-file 2026年2月発行号(1月号) 合本	1	3,300		3,300
11	D-file 2026年3月発行号(2月号) 上・下	2	2,640		5,280
12	D-file 2026年4月発行号(3月号) 上・下	2	2,640		5,280
13	Beacon Vol.102(夏号)Vol.103(秋号)Vol.104(冬号)Vol.105(春号)	4	1,210		4,840
14					
15					

摘要	合計	26	10%対象金額	10%消費税額	税込金額
			58,400	5,840	64,240

No. [redacted]

請求書

2025年01月07日　　頁 1

浜松市議会 市民クラブ 様

15176

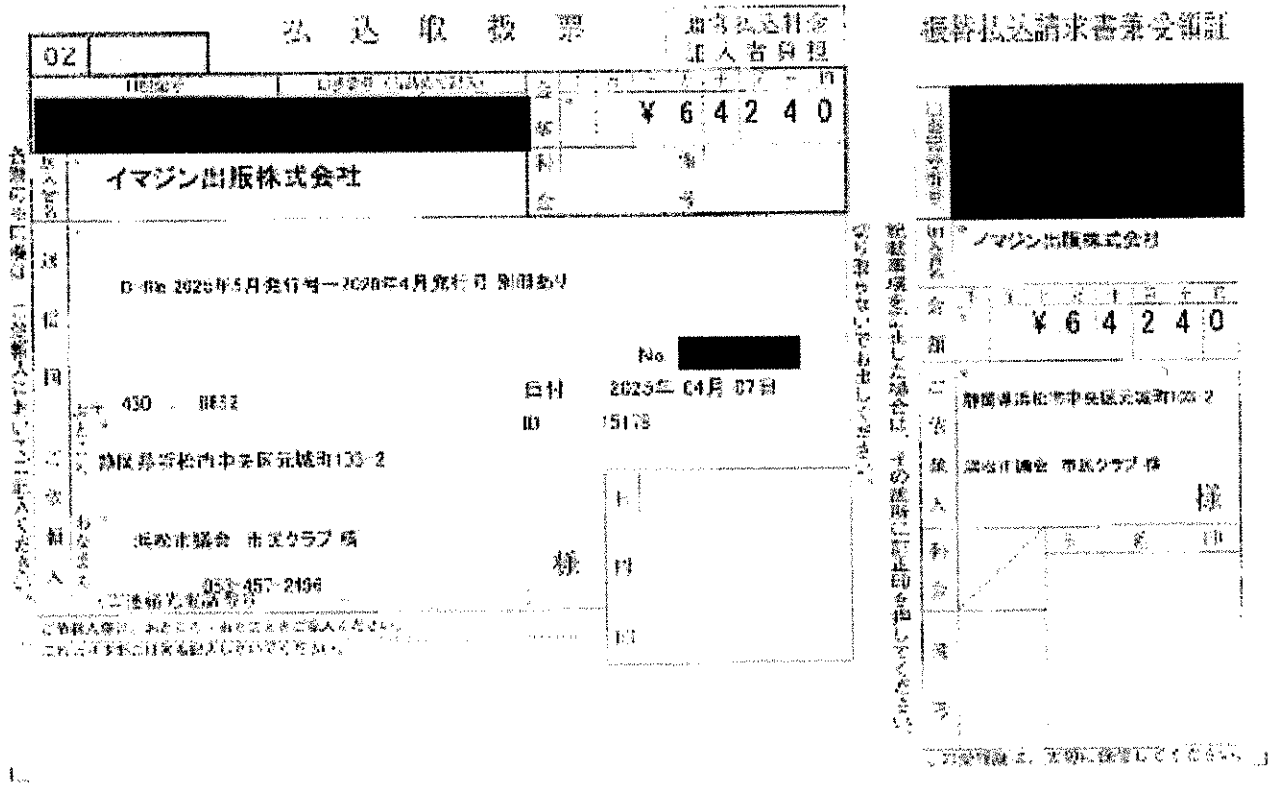
下記の通り御請求申し上げます。

¥64,240

イマジン出版株式会社
[redacted]代表取締[redacted]
〒102-0073 東京都文京[redacted]5-8
[redacted]登録番号 T3[redacted]788
TEL 03-3942-2520 FAX 03-3942-2623

行	商品名	部数	定価	合計金額	
1	D-file 2025年5月発行号(4月号) 上・下	2	2,640	5,280	
2	D-file 2025年6月発行号(5月号) 上・下	2	2,640	5,280	
3	D-file 2025年7月発行号(6月号) 上・下	2	2,640	5,280	
4	D-file 2025年8月発行号(7月号) 上・下	2	2,640	5,280	
5	D-file 2025年9月発行号(8月号) 合本	1	3,300	3,300	
6	D-file 2025年10月発行号(9月号) 上・下	2	2,640	5,280	
7	D-file 2025年11月発行号(10月号) 上・下	2	2,640	5,280	
8	D-file 2025年12月発行号(11月号) 上・下	2	2,640	5,280	
9	D-file 2026年1月発行号(12月号) 上・下	2	2,640	5,280	
10	D-file 2026年2月発行号(1月号) 合本	1	3,300	3,300	
11	D-file 2026年3月発行号(2月号) 上・下	2	2,640	5,280	
12	D-file 2026年4月発行号(3月号) 上・下	2	2,640	5,280	
13	Beacon Vol.102(夏号),Vol.103(秋号),Vol.104(冬号),Vol.105(春号)	4	1,210	4,840	
14					
15					
摘要		合計 26	10%対象金額 58,400	10%消費税額 5,840	税込金額 64,240

振込口座 みずほ銀行エドガワバシコ)1327831イマジンシュッパンカ



公　込　取　扱　票

02

イマジン出版株式会社

¥ 6 4 2 4 0

No

口付　2025年 04月 07日

ID　5178

様

振替払込請求書兼受領証

イマジン出版株式会社

¥ 6 4 2 4 0

様

(3)

支払証明書

		百	拾	万	千	百	拾	円
金額				¥	4	2	0	3

但し　エデュカーレ年間購読料として
（1年間6冊分 5, 7, 9, 11, 1, 3月号）

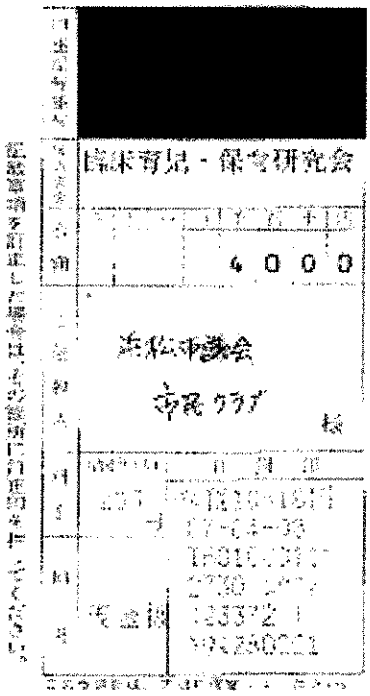
内訳　購読料　4,000
振込手数料（郵便振替用紙(青)一般口、5万円未満）　203
4,203 円

（写し）

振替払込請求書兼受領証



振替払込請求書兼受領証



上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和7年4月8日

会派名　浜松市議会[redacted]

代表者名　北野谷富子[redacted]

料金後納

ゆうメール

差出人：返還先
AD:DAISEN Co.,Ltd
〒343-0856
埼玉県越谷市当中町2-206-1

〒430-0946
静岡県浜松市中区元城町 [illegible]

[illegible] 市議会 市民クラブ 様

請求番号 [redacted]
1部

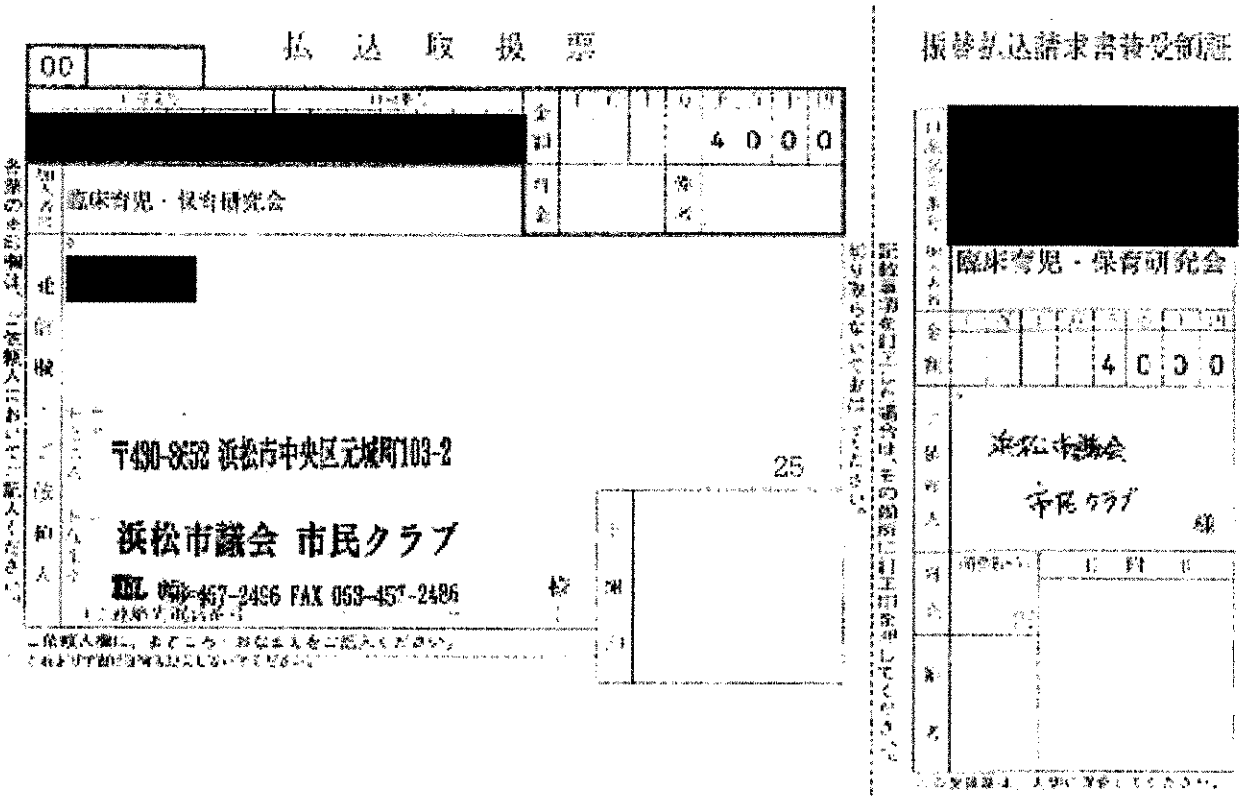


汐見稔幸・責任編集

保育者と親のための学び＆交流誌

エデュカーレ educare

臨床育児・保育研究会 エデュカーレ編集部
〒140-0003 東京都品川区八潮5-5-23-1404
TEL／FAX 03-5492-0380 E-mail educare@mail.goo.ne.jp
郵便振替口座 00110-7-728770／名義 臨床育児・保育研究会



払込取扱票

00

臨床育児・保育研究会

〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2

浜松市議会 市民クラブ

TEL 053-457-2486 FAX 053-457-2486

様

25

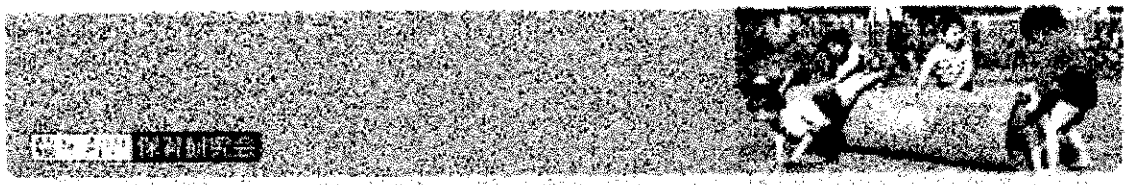
振替払込請求書兼受領証

臨床育児・保育研究会

浜松市議会

市民クラブ

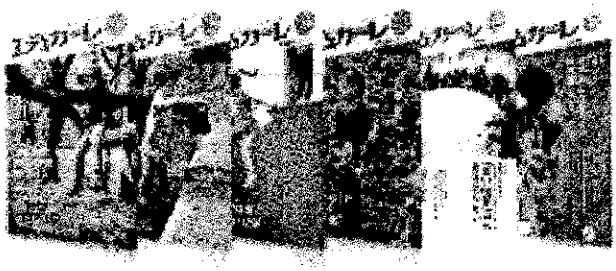
様



購読・お申し込みについて

エデュカーレ

エデュカーレの購読・お申し込みについて



『エデュカ　レ』の購読料は、
年度ごとの年間購読料となっています。

お申し込み・お問い合わせ先

FAX：03-3291-8283

見　積　書

1　契約金額（年額）　　¥97,200 －

2　品名・数量

品　名・数量	数　量	月額(税込)	合　計
静岡新聞※	1	3,300	3,300
日本経済新聞※	1	4,800	4,800
（※軽減税率対象／経過措置が適用されます）			
		1ヶ月購読料	8,100

3　納入期間　令和7年4月1日　から　令和8年3月31日

2025年　4月　1日

浜松市議会　市民クラブ　　様

供給人　住所　　浜松市[redacted]塚町[redacted]10

氏名　　（株）読[redacted]

代表取締役　前畑　俊充

(14)

支払証明書

		百	拾	万	千	百	拾	円
金額				¥	8	1	0	0

但し　4月分新聞購読料として（口座振替：㈱読売新聞浜松西部販売所）

内訳　静岡新聞3,300円、日本経済新聞4,800円

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和7年4月8日

会派名　浜松市議会 [redacted]

代表者名　北野谷富子 [redacted]

支払証明書

金額		百	拾	万	千	百	拾	円
		¥	1	6	5	9	9	0

但し　JAMP(時事行財政情報)情報料として㈱時事通信社へ支払い

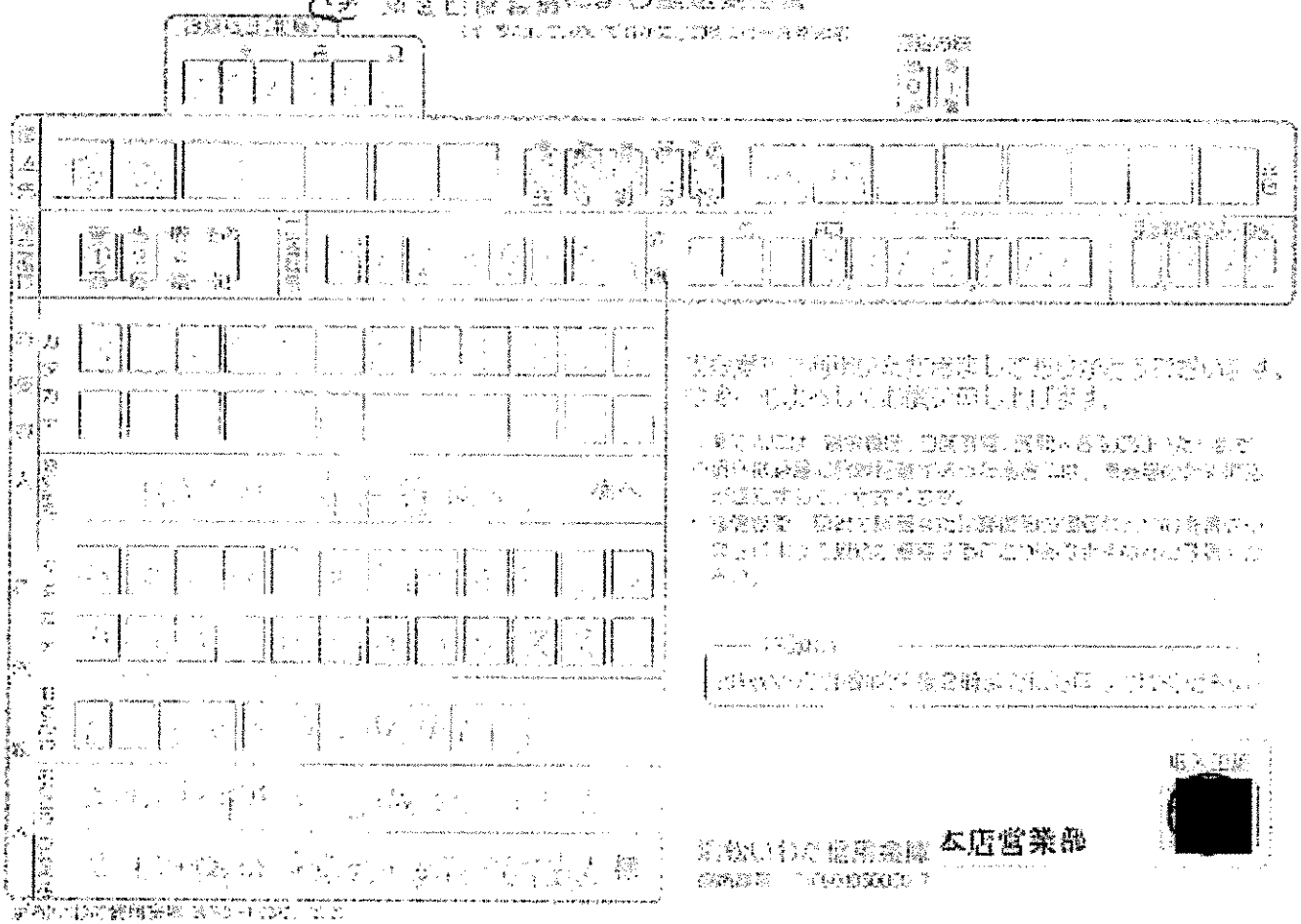
内訳　月額情報料：基本料金1ライセンス10,003円、議員3名(※1)×5,000円＝15,000円

10,030＋15,000＝25,030×6ヵ月(R7年5/1-10/31)×1.1=165,000円

振込手数料：10万円以上は窓口、他行宛て990円

※1・・・3名-鈴木真人、北野谷富子、大城七瀬

1433



上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和7年5月　1　日

会派名　浜松市議会一市民クラブ

代表者名　鈴木真人

〒432-8852
静岡県
浜松市中区元城町103-2

浜松市議会　市民クラブ
御中

お客様番号 [redacted]

請求書

浜松市議会　市民クラブ
様

請求日
請求金額　165,000円
(消費税等　15,000 円を含む)
請求番号 [redacted]

請求期間　2025年　5月　1日-2025年　10月　31日
(支払期日　2025年　5月31日)

▼この件についてのお問い合わせ先
浜松支局　(TEL:053-453-4335)

種類	配信先（敬称略）	数量	月額	月数	請求金額
iJAMP(時事行財政情報ﾆｭｰｽ)	浜松市議会　市民クラブ	4	25,000	6	150,000
ID数					
4（ライセンス数7）					
		10%	【対象金額】		150,000
			【消費税等】		15,000

振込人名の先頭に請求番号を入力して下さい。
送金手数料はお客様負担でお願いします。契約内容のお問合せは上記までお願いします。
発行責任者　経理局長 [redacted] 03-3524-6081
事務担当者　集計部長 [redacted] 03-3524-6100

下記の金融機関へお振り込み下さい。口座名義人は「株式会社時事通信社 カシジツウシンシャ」です。

みずほ銀行	内幸町営業部	普通	1598455
三井住友銀行	日比谷支店	普通	093005
三菱UFJ銀行	虎ノ門支店	普通	2043260
りそな銀行	虎ノ門支店	普通	2071079
横浜銀行	新橋支店	普通	0125917

〒10[redacted]
東京[redacted]目15番8号
株式[redacted]通
[redacted]
登録番号：T7010001018703

(5)

〒430-8652
静岡県
浜松市中区元城町103-2

浜松市議会　市民クラブ

御中

お客様番号 [redacted]

[redacted]

領収証

浜松市議会　市民クラブ

様

領収日

領収金額　165,000円
（消費税等　15,000 円を含む）

領収番号 [redacted]

期　間　2025年　5月　1日–2025年 10月 31日

▼この件についてのお問い合わせ先
浜松支局　（TEL:053-453-4335）

摘要	宛名先（設置場）	数量	月額	月数	領収金額
iJAMP（時事行財政情報ﾆｭｰｽ）	浜松市議会　市民クラブ	4	25,000	6	150,000
ＩＤ数					
4（ライセンス数7）					
		10%	【対象金額】		150,000
			【消費税等】		15,000

上記の通り領収いたしました。

[redacted]

契約書

[redacted]

浜松市議会　市民クラブ（以下「甲」という）と株式会社時事通信社（以下「乙」という）は，乙がインターネットを通じて甲に提供する行財政情報サービス「ｉＪＡＭＰ」（以下「本サービス」という）に関し、次の通り契約（以下「本契約」という）を締結する。

第１条【目的】

乙は、甲に対し、本契約を順守することを条件に、インターネットを通じて、別表第１に内容を記載する情報（以下「本情報」という）を本サービスとして提供し，甲が自ら管理し、本サービスを利用するためのライセンスを付与されたクライアント端末（以下単に「クライアント端末」という）でのみ本サービスを利用することを許諾する。なお，本契約は、乙が甲に対して独占的に本情報を提供またはその利用を許諾することを定めるものではない。

第２条【知的財産権】

本サービスで提供する本情報および見出し、それらのデータベース、分類方法、ならびに画像，レイアウト、デザイン、ソフトウェア、マニュアル等に関する著作権および複製著作権を含む一切の権利は、乙または乙への情報等の提供者（以下「外部情報提供者」という）に帰属する。

第３条【本サービスおよび本情報の利用の制限】

１．乙は、本サービスを利用するために必要なライセンスを甲に付与する。ライセンスの数、認証方法等、ならびに甲が本サービスを利用できる範囲（利用部署またはクライアント端末を含む，以下「利用部署等」という）は、別表第２に記載する。

２．甲は，ライセンスおよびその認証方法等に関する情報が利用部署等以外または第三者に漏洩しないよう管理する義務を負うものとする。甲は、乙が許諾したライセンス数の範囲内で、利用するクライアント端末を変更することができる。

３．甲は，本サービスを利用部署等において，甲の通常業務遂行の目的にのみ利用することができる。甲は、本情報を利用部署等以外で利用したり、第三者に利用させてはならない。

[redacted]

4．甲は、乙の事前の書面による同意を得ることなく、本契約により許諾された利用方法、目的等を超えて、本情報を複製、蓄積、翻訳、翻案、引用、転載、頒布、販売、出版、公衆送信（送信可能化を含む）、伝達、放送、回送、展示等を行うことはできない。ホームページ、ニュースグループ、メーリングリスト、電子掲示板等いかなる形態においても、また甲の組織の内外を問わず、放送、送信等の行為は禁止され、その他クライアント端末以外の機器から当該情報を閲覧可能な状態に置くことなど、甲が第１条に反する形態で本情報を利用することはできない。

第４条【端末および通信回線等】

1．甲は、本サービスを利用するのに適した端末、基本ソフト、ブラウザーソフト等を甲の責任と費用で用意する。

2．甲は、本サービスを利用するためのネットワークに接続するのに必要な通信回線等の環境を自らの責任と費用で用意する。加入料および利用料等ネットワーク接続にかかる一切の費用（通信費用を含む）は甲の負担とする。

3．甲または乙の保守責任範囲は、それぞれの受信装置または送信装置からネットワーク接続口までとし、甲または乙は、自らの保守責任範囲において障害が発生した場合には、その原因が甲または乙の合理的な支配を超える事由による場合を除き、自己の責任と負担において原因の除去および復旧に努め、相手方はそれに協力するものとする。

第５条【料金等】

1．甲は、本サービスとして、乙から本情報の提供を受け、利用する対価として、乙に対し、別表第３に記載する情報料（以下「情報料」という）を支払う。

2．甲は、前項記載の情報料ならびにこれらにかかる消費税および地方消費税（以下あわせて「料金等」という）の６カ月分を、当該期間開始日の属する月の前月末日までに乙に支払うものとする。振込手数料は甲の負担とする。

第６条【料金等の改定】

乙は、情報内容の変更、経済情勢の変動等により、料金等を改定する必要があると認めた場合は、改定日の１カ月前までに甲に通知し、改定日から改定することができる。消費税等については法律の定めに従う。

第７条【契約期間】

1．本契約の期間は、２０２４年５月１日から２０２５年４月３０日までとする。

2．甲または乙のいずれかが、期間満了の３カ月前までに文書により、更新拒絶の意思表示をしない限り、本契約は同一条件で１年間延長され、以降も同様とする。

3．本契約の期間満了日以前に甲の責に帰すべき事由により本契約の全部または一部が解除された場合は，甲は、乙に対して、違約金として期間満了日までの料金等に相当する金額を支払うものとする。なお、料金等に相当する金額の支払いは、別途損害賠償を請求することを妨げない。

4．乙は、本契約期間中であっても、本サービスを大幅に改定または廃止する場合には、3カ月前までに書面により甲に通知することにより、本契約を解約することができる。この場合に、乙が、解約日以降の期間に相当する情報料等を受領済みのときは、乙は、解約日後、甲に対し、解約日以降の期間に相当する料金等（当該期間が1カ月に満たないときは日割計算）を返金する。

第8条【契約の解除】

1．乙は、次の各号の場合は、甲に対する何らの催告をしないで、本契約を解除することができる。

（1）甲が、第5条による料金等の支払いを怠ったとき

（2）甲が、第6条による料金等の改定協議に応じないとき

（3）甲が乙または第三者に振り出し、もしくは裏書した手形または小切手が不渡りになったとき

（4）甲に対し、差し押さえ、仮差し押さえ、仮処分もしくは競売の申し立てがなされたとき、または租税滞納処分を受けたとき

（5）甲が破産手続き開始、特別清算開始、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始もしくは特定調停手続きの申し立てを受けたとき、または申し立てたとき

（6）甲が支払い停止、支払い不能に陥ったとき、または乙もしくは第三者に対し債務の支払い猶予を要請したとき、その他甲の信用状態が著しく悪化したと乙が認めたとき

（7）甲が監督官庁から業務停止命令を受けたとき、または事業に必要な許認可の取り消しもしくは停止処分を受けたとき

（8）甲が解散、合併、事業の全部もしくは重要な部分を第三者に譲渡しようとしたとき、または事業を廃止したとき

（9）甲の株主構成、役員の変動等により，会社の実質的支配関係が変化し、従前の会社との同一性が失われたとき

（10）甲により、本契約の条項に違反する本情報の複製、増補、翻訳、翻案，引用、転載、頒布、販売、出版，公衆送信（送信可能化を含む）、伝達、放送、口述、展示等、乙もしくは外部情報提供者の権利を侵害する行為がなされたとき，または侵害する恐れが生じたとき

2．いずれの当事者も相手方が前項の場合を除いて本契約の条項に違反したときは、相当の期間是正を催告した上で、当該期間内に違反が是正されない場合は、本契

約を解除することができる。

3．甲および乙は、第１項各号、第２項のいずれかに該当した場合、自己が相手方に対して負担するすべての金銭債務につき当然に期限の利益を喪失し、その全額を現金で直ちに相手方に支払わなければならないものとする。

第９条【損害賠償】

1　甲および乙は、前条第１項各号、第２項のいずれかに該当することにより、相手方に損害が生じた場合には、相手方に対し、これを賠償しなければならない。

2．前項にかかわらず、本契約に関連して、甲が乙に対して損害賠償義務を負担する場合には、その範囲は甲の予見の有無を問わず、乙が現実に被った直接かつ通常の損害に限るものとする。ただし、前条第１項第 10 号による損害賠償の場合は、この限りではない。

3．本条第１項にかかわらず、本契約に関連して、乙が甲に対して損害賠償義務を負担する場合には、その範囲は乙の予見の有無を問わず、甲が現実に被った直接かつ通常の損害に限り、かつ甲が乙に支払う料金等の月額を超えないものとする。

第 10 条【免責・不可抗力等】

1．乙は、本情報の提供について信頼性の維持に最大限努力するが、本情報の正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性、有用性等、内容を保証するものではない。甲は、本情報を自らの判断と責任において利用するものとし、本情報を利用した結果、損失・損害を被ったとしても、乙または外部情報提供者に対し、その補償または賠償を求めることはできない。

2．前条第１項にかかわらず、乙は、本情報の入手、編集、入力、伝達、送信、処理、保存等における遅延、中断、停止、誤びゅう、混濁、省略または第三者による不正なアクセス、侵入、権利侵害もしくはコンピューターウィルスの感染等について、甲に対して責任を負わず、甲が本サービスもしくは本情報の利用により、またはそれらを利用できなかったことにより、損失・損害を被ったとしても、甲は、乙に対し、その補償または賠償を求めることはできない。ただし、乙の保守責任範囲内における保守、修理、点検について、乙に故意または重大な過失がある場合はこの限りではない。

3．前条第１項および前項ただし書きにかかわらず、乙は、本情報のうち外部情報に関しては、甲に対し一切責任を負わない。外部情報提供者も、外部情報に関連して、甲に損失・損害が生じたとしても、一切責任を負わない。

4．前条第１項にかかわらず、地震、噴火、津波、戦争、内乱、停電、法令の変更、その他甲または乙の合理的な支配を超える事由により、本契約に基づく義務の不履行が生じた場合には、甲または乙はその責任を免れる。

第 11 条【権利譲渡の禁止】

甲は、乙の書面による事前の同意なしには、本契約上のいかなる権利または権限も第三者に移転、譲渡または担保に供しないものとする。

第 12 条【守秘義務】

甲または乙は、次の各号の場合を除き、本契約の内容および本契約に関して相手方から知り得た相手方の業務に関する情報（本契約の内容および本契約締結の事実を含む。以下「秘密情報」という）を相手方の同意なしには、いかなる第三者にも漏らしてはならない。

（1）相手方から開示を受けた時点で、既に公知であった事柄

（2）相手方から開示を受けた時点で、既に保有していた事柄

（3）相手方から開示を受けた後、自己の責に帰することなく公知となった事柄

（4）秘密情報を開示する権限を持っている第三者から、守秘義務を課せられることなく、適法に入手した事柄

（5）相手方の秘密情報に関与することなく独自に開発したものであることを明らかにできる事柄

（6）法令、政府機関、裁判所の命令等または取引所等の外部情報提供者により開示を要請された事柄

第 13 条【反社会的勢力排除】

1．甲および乙は、自己または自己の代理もしくは媒介をする者が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下これらを「反社会的勢力等」という）に該当しないことおよび次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを相互に確約する。なお、乙がその業務のため反社会的勢力等について取材・報道等を行うことおよびこれに付随する正当な理由のある行為はこれらに含まれない。

（1）反社会的勢力等が経営を支配していると認められる関係を有すること

（2）反社会的勢力等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

（3）自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力等を利用していると認められる関係を有すること

（4）反社会的勢力等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

（5）役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2．甲または乙は、相手方または相手方の代理もしくは媒介をする者が反社会的勢力等または前項各号のいずれかにでも該当することが判明した場合、何らの催告をしないで、本契約を直ちに解除することができる。

3．甲または乙は、相手方または相手方の代理もしくは媒介をする者が反社会的勢力等または第1項各号のいずれかにでも該当することが判明した場合であって、相手方に対して金銭債権を有しているときには、相手方は当然に期限の利益を喪失し、その全額を直ちに現金で支払うよう請求することができる。なお、本項は、相手方に対して行う損害賠償の請求を妨げない。

4．甲および乙は、自己の取引先が反社会的勢力等に該当することが判明した場合には、直ちに当該取引先との契約を解除するよう努めなければならない。

第14条【契約終了後の措置】

1．甲および乙は、本契約が終了した場合、相手方から提供を受けた資料等を相手方の指示に従い速やかに廃棄または返却しなければならない。

2．甲は、本契約が終了した場合、速やかに本情報（その媒体の如何を問わず、全ての複製物を含む）を乙の指示に従って廃棄し、または本情報を利用するものとする。

3．本契約終了後も、第2条、第7条第3項、第8条第3項、第9条、第10条、第12条、第13条第3項、本条、第15条、第16条は有効に存続する。

第15条【疑義の解釈】

本契約に定めのない事項、本契約条項の解釈または契約履行について疑義を生じたときは、甲と乙は誠意をもって協議し、円満解決を図るよう努力するものとする。

第16条【準拠法・合意管轄】

本契約は、日本国の法律に基づいて解釈され、契約に関する一切の訴訟は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

甲および乙は、本契約成立の証として、(1)本書を2通作成し、各当事者記名押印もしくは署名の上、各1通を保管し、または、(2)本電子契約書ファイルを作成し、本契約の正当な署名権限を有する者による電子署名を行い、各自が電子データである本電子契約書ファイルを保管する。なお、電子署名の場合、本電子契約書ファイルを原本とし、同ファイル

を印刷した文書はその写しとする。

２０２４年　５月　１日

（甲）　浜松市中央区元城町１０３番地２
浜松市議会　市民クラブ
政調会長　鈴木　[redacted]

（乙）　東京都中央区銀座5-[redacted]
株式会社　[redacted]
代表取締役社長　[redacted]

(5)

支払証明書

		百	拾	万	千	百	拾	円
金額				¥	4	4	0	0

但し　4月分新聞購読料として（口座振替：有限会社太田新聞店）

内訳　中日新聞（朝夕刊）4,400円

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和7年5月7日

会派名　浜松市議会市民クラブ

代表者名　鈴木真人 [redacted]

契約番号

令和 7年 4月 1日

有限会社 太田新聞店
代表取締役 太田将大
〒432-8018 浜松市中央区蜆塚4-1-15
TEL.053-456-0700 FAX053-458-2460

見　積　書

下記のとおり見積します。

見積合計金額(税込)　　¥ 52,800

	品　名	数量	単位	単価(円)	金額(円)
1	中日新聞朝夕刊	12		¥4,400	¥52,800
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
	小　計				¥52,800
	合　計				¥52,800
	納品場所			市民クラブ	

令和7年度お届け分
軽減税率対象商品です
代金の支払は請求があった日から30日以内としてください。

(7)

支払証明書

		百	拾	万	千	百	拾	円
金額				¥	8	1	0	0

但し　5月分新聞購読料として(口座振替:朝読売新聞浜松西部販売所)

内訳　静岡新聞3,300円、日本経済新聞4,800円

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和7年5月26日

会派名　浜松市議会市民クラブ

代表者名　鈴木真人 [redacted]

支払証明書

		百	拾	万	千	百	拾	円
金額				¥	4	4	0	0

但し　5月分新聞購読料として（口座振替：有限会社太田新聞店）

内訳　中日新聞（朝夕刊）4,400円

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和7年6月 9日

会派名　浜松市議会 市民クラブ

代表者名　鈴木真人 [redacted]